

ピピッと簡単！



マイナンバーカードの健康保険証利用について ～医療機関・薬局で利用可能～

令和4年1月



1

広がるマイナンバー カードの世界

P.2

3

マイナンバーカードの 健康保険証利用の 申込みについて

P.16

5

よくあるお問合せ

P.21

2

マイナンバーカードの 健康保険証利用の メリット

P.3

4

スケジュール

P.19

6

今後の展望

P.22

1

広がるマイナンバーカードの世界

健康保険証機能が新たに加わり、マイナンバーカードがますます便利になります



※ポイント付与の開始時期は2022年6月頃となっています

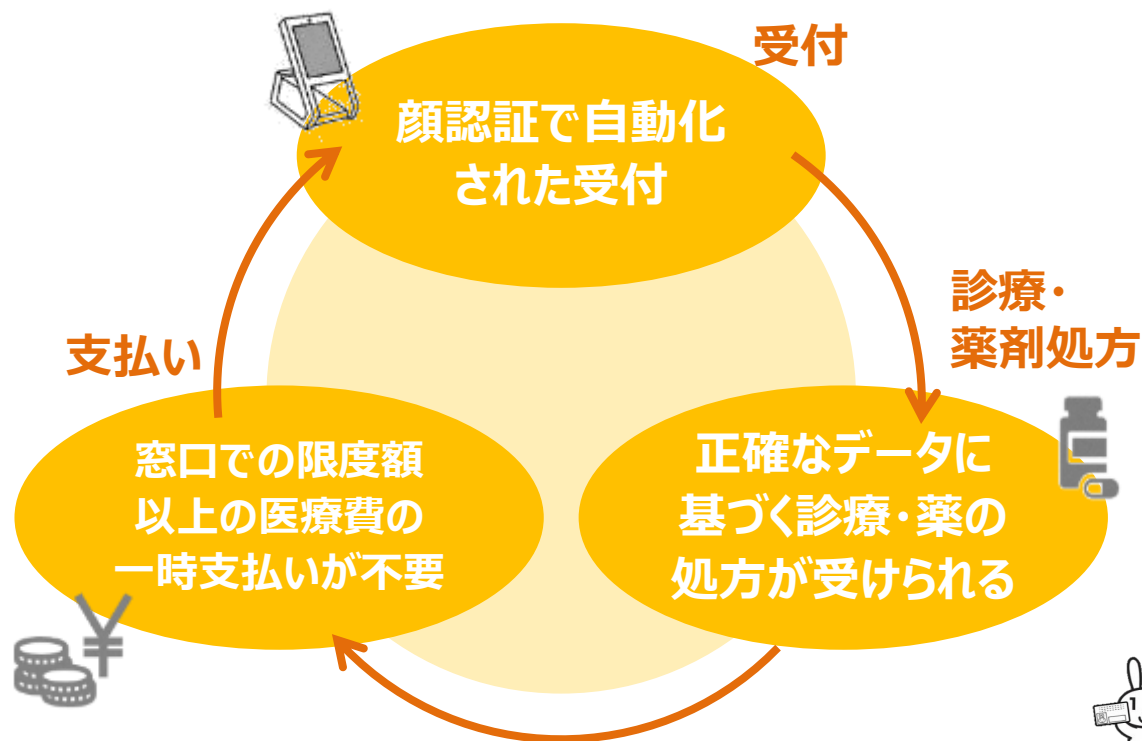
2

マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

通院においても、その他の場面でも
マイナンバーカードの健康保険証利用で便利になります



いつもの通院等が便利に！



こんなところも簡単・便利に！

特定健診や薬の
情報をマイナポータル
で閲覧できる

マイナポータルから
e-Taxに連携し、
確定申告が簡単に

健康保険証として
ずっと使える



2

いつもの受付が変わる！



再来受付機に行っても、結局、保険証の提示に対人受付に行かなければいけない…

コロナ禍のなか、できるだけ人との接触も避けたい…

これからは、顔認証付きカードリーダーで受付が自動化されます※1



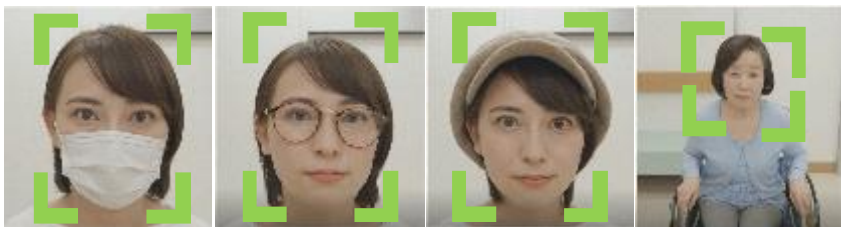
顔認証※2で、本人確認※3と保険資格の確認が一度に実施可能



自動受付だから、人との接触も最小限



マスク※4・メガネ・帽子をしていても、車椅子に乗ったままでも顔認証が可能



※1 医療機関・薬局によっては、一部の業務が対面で行われる場合もあります。

※2 機器には顔写真データは保存されません。

※3 数字4桁の暗証番号の入力でも可。

※4 マスクをした状態での顔認証は、機種によって精度が異なるため、認証できない場合もあります。4

2

顔認証付きカードリーダーとは

顔認証付きカードリーダーとは、マイナンバーカード保険証利用に必要となる機器のことで、マイナンバーカードの顔写真データを IC チップから読み取り、その「顔写真データ」と窓口で撮影した「本人の顔写真」と照合して、本人確認を行うことができるカードリーダーです。



顔認証付きカードリーダー



顔認証で本人確認ができます



暗証番号入力で本人確認ができます



薬剤情報/特定健診情報閲覧に係る
同意ができます



限度額適用認定証等の情報提供に係る
同意ができます



健康保険証利用の申込(初回登録)ができます
(マイナポータルでの保険証利用の申込(初回登録)が未実施の場合)

2

顔認証付きカードリーダーの種類について

顔認証付きカードリーダーには複数の種類があります。機種によって、マイナンバーカードの置き方が異なります。

顔認証付き カードリーダー(例)

顔認証付きカードリーダーの機種は
医療機関・薬局によって異なります。
画像は参考です。



マイナンバーカード の置き方



✓ 縦向き



✓ 縦向き



✓ 横向き



過去に処方された薬や特定健診等の情報を
医師や薬剤師に正確に伝えることが大変

これからは、データに基づく診療・薬の処方が受けられます



過去の薬や特定健診等のデータが
自動で連携されるため、口頭で説明
する必要がない



自分の体についてのデータを見たうえで
診察・薬の処方をしてもらえることで、
より良い医療が受けられる



旅行先や災害時でも、
薬の情報等が連携される





いつ・どこの病院で、どんな薬を
処方されたか、分からなくなってしまう

薬や特定健診の情報がマイナポータルで一覧で閲覧できます



マイナポータルで処方された薬の情報を
いつでも見られる※



特定健診等情報の自分の体にかかわる
知っておくべき情報を、いつでもどこでも確
認できる

マイナンバーカードの健康保険証利用では、患者の同意を得たうえで医療機関・薬局が患者の特定健診情報、薬剤情報を閲覧することが可能になりました。
また、マイナポータルからも確認することができます。

特定健診情報とは

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

75歳以上の方については後期高齢者健診情報を医師等が閲覧できるようになります。

- 受診者情報
- 特定健診結果情報
- 質問票情報(服薬・喫煙歴等)
- メタボリックシンドローム基準の該当
- 特定保健指導の対象基準の該当

・令和2年度以降に実施したものから5年分(直近5回分)の情報が参照可能

メタボ健診とも
呼ばれているよ。



薬剤情報とは

医療機関を受診し、薬局等で受け取ったお薬の情報です。

注射・点滴や入院中等の情報も含まれます

- 受診者情報
- 過去に処方されたお薬の情報
(調剤年月日、医薬品名、成分名、用法、用量など)

令和3年9月以降に診療したものから閲覧が可能となり、3年分の情報が参照可能

2

いつもの支払が変わる！



急な入院で多額の支出が発生…
高額療養費制度の書類の申請が手間だし
間に合わなければ、一時支払いが負担

**マイナンバーカードを利用できる医療機関窓口での限度額以上の
一時支払いの手続きが不要になります**

高額療養費制度の利用方法 (これまで)

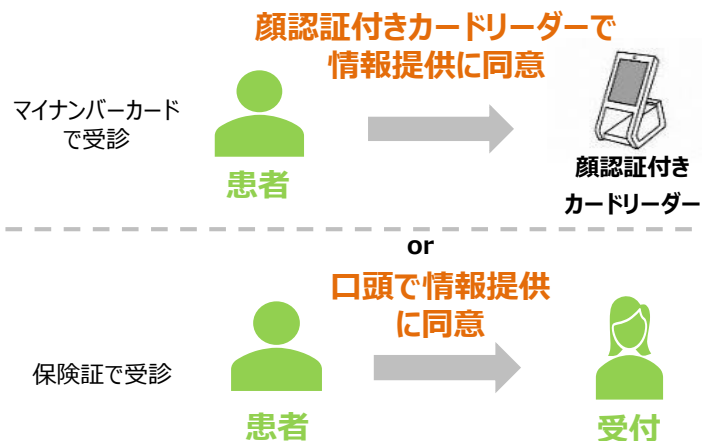
- ① 限度額適用認定証※ 事前申請
- ② 認定証が届く
- ③ 認定証を提示



※窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。

マイナンバーカードを利用できる医療機関・薬局での 高額療養費制度の利用方法

同意をすると限度額を超える支払いが免除されます！



2 医療機関・薬局が閲覧可能な限度額適用認定証等情報について

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関では、「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証とは

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。患者本人が医療機関での情報提供に同意すると、以下の情報が共有されます。

医療機関・薬局に提供される情報

- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号
- 枝番
- 限度額適用認定証区分
- 適用区分※1
- 交付年月日
- 回収年月日
- 長期入院該当年月日※2

※1 自己負担限度額を算出する際に適用する区分であり、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定されるものです。特定疾病療養受療証の特定疾病区分についても、本人の同意があれば医療機関・薬局で閲覧可能です。

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者であれば医療機関に共有されます。

2

顔認証付きカードリーダーの使い方

来院

- ✓ 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く



本人確認

- ✓ 本人確認の方法を選ぶ
- ✓ 顔認証または暗証番号を入力

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

画面イメージ※1

【顔認証】



【暗証番号入力】

暗証番号を入力してください。

● ● ● ● ●

1 2 3

4 5 6

7 8 9

0 キャンセル

同意取得

- ✓ 各種同意事項の確認・選択

同意確認を行う事項

● 特定健診情報

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。
※2

● 薬剤情報

医療機関を受診し、薬局等で受け取ったお薬の情報です。※3

【特定健診情報】

(40歳以上対象)
過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない・40歳未満の方

【薬剤情報】

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

受付完了！

- ✓ マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーから取り出し、受付完了



高額療養費制度を利用する方のみ

- ✓ 提供する情報（限度額情報）を選択

限度額情報を提供しますか。

提供する

提供しない

- ※1 各画面イメージは、現時点のイメージであり、今後変更される可能性があります。
- ※2 75歳以上の方については後期高齢者健診情報を医師等が閲覧できるようになります。
- ※3 注射・点滴等も含みます。



過去1年分の医療費の領収書を
管理するのが大変

マイナポータルからe-Taxに連携し、確定申告が簡単になります



医療費の領収書を管理しなくとも、
マイナポータルで医療費通知情報を
管理可能



マイナポータルからe-Taxに情報連携
できるから、オンラインで完結

※ 令和3年分所得税の確定申告から

医療費通知情報※1とは

医療機関・薬局を受診し、医療機関・薬局の窓口で支払った公的医療保険に係る医療費の情報をマイナポータルでの閲覧や医療費控除の申請で利用可能とした情報です。

マイナポータルで閲覧可能な項目

● 受診者情報

(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)

● 医療費通知情報※2

(総額※3、保険者負担額、公費負担額、窓口負担相当額、診療年月、診療区分、診療実日数、医療機関等名称)

※1 マイナポータルにおける医療費通知情報の閲覧は令和3年11月から開始します。

※2 3年間分を保存し、被保険者・被扶養者が任意に指定した範囲を閲覧可能。令和3年9月診療分以降の情報を表示します。

※3 下記療養費等は含まれません。

- ・高額な医療費を医療機関等の窓口で支払い、後日、保険者から支給を受けた場合の高額療養費
- ・立て替え払いをしたときの療養費(保険資格を確認できずに受診した場合やコルセット等の治療用装具を作成した場合等)
- ・はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧の施術費用
- ・整骨院・接骨院で受けたときの柔道整復療養費
- ・保険適用外の費用(自由診療や差額ベッド代等)
- ・審査支払業務を健康保険組合と直接契約している保険薬局で支払った費用



転職等のライフイベント後に保険証の切り替えが必要になったり、定期的に保険証の更新が必要になる。
高齢受給者証などが必要になる場合もあり、管理や手続きが面倒

転職等のライフイベント後でも、保険証としてずっと使えます



新しい医療保険者へ手続済であれば、健康保険証としてずっと使うことができる

※ 医療保険者等が変わる場合は、加入の手続が引き続き必要です。



国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方は、定期的な被保険者証の更新が不要になる
高齢受給者証の持参が不要になる

※ 高齢受給者証：70歳から75歳になるまでの間、自己負担割合を示す証明書

3

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みについて

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、**健康保険証利用の申込みが必要**です(生涯1回のみ)。
- 医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーで簡単に行うことができますが、医療機関等において**待ち時間が発生することを防ぐため**、あらかじめ手続きしておいていただくことをお願いしています。
- 健康保険証利用の申込みを事前に行うには、**マイナンバーカードとカードリーダー機能を備えたデバイス**(スマートフォン、PC + ICカードリーダー)を用いる必要があります。
- その他、**セブン銀行のATM**でも申込が可能です。

カードリーダー機能を備えたデバイスを被保険者や家族等が所持している場合

・「**マイナポイントアプリ**」をインストールして**申込み**(申込方法については、P.17をご参照ください。)

インストールした「マイナポイントアプリ」にてマイナポイント申込後、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込(一括登録)を行う。

・「**マイナポータルアプリ**」をインストールして**申込み**(申込方法については、P.18をご参照ください。)

マイナポータルにおいてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

マイナポイントアプリ



対応機種一覧
はコチラ

マイナポータル・マイナポータルアプリ



カードリーダー機能を備えたデバイスを所持していない場合

・**セブン銀行のATMから申込み**

・**各市区町村において設置する住民向け端末等から申込み**

・**医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーから申込み**

顔認証付きカードリーダーを設置している施設は下記のHPでご案内しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

セブン銀行ATM



住民向け端末



顔認証付きカードリーダー



3

スマートフォンの「マイナポータル」からの申込方法

健康保険証利用の申込みはスマートフォンで簡単に行えます

STEP0

必要なものを準備する

- 申込者本人のマイナンバーカード
- 「マイナポータルアプリ」のインストール



QRコードが読み取れない場合は、App Store(iOS)、Google Play(Android OS)より「マイナポータル」で検索してください。

マイナポータルアプリ



STEP1

マイナポータルアプリを起動する

- マイナポータルアプリを起動
- 「申し込む」を押し、申込のページを開く



STEP2

利用規約等を確認して、同意する

- 「マイナポータル利用規約」をご確認いただき、「同意して次へ進む」を押す
- ※ 併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。



マイナポータルの利用者登録を行うと、ご自身の情報や行政機関からのお知らせを確認など、様々なサービスの利用ができます。この機会にぜひあわせて、ご登録ください。

- ☒ マイナポータルの利用者登録を行う

STEP3

マイナンバーカードを読み取る

- 数字4桁の暗証番号を入力する
- マイナンバーカードをスマートフォンにぴったりとあてて読取開始ボタンを押す

セブン銀行のATMでも
申込ができるようになりました！





マイナンバーカードの健康保険証利用の 申込みはセブン銀行ATMで!



- お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ（申込みに必要な専用アプリ）に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

→ **セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ!**

ATMでの申込みに必要なもの



マイナンバーカード

利用者証明用
パスワード
(4桁)※ATMの操作に
健康保険証は
不要です。

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが
貼ってある医療機関・薬局で
使えるようになります

※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

ATMでの健康保険証利用の申込みについて
くわしくはこちら健康保険証利用の
申込みのお問合せマイナンバー総合
フリーダイヤル**0120-95-0178**

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

4

どこで使えるようになるの？



「マイナ受付」のステッカー・ポスターが貼ってある
医療機関・薬局で使えます。

マイナ受付
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。

令和3年3月より、マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01
より良い医療が可能な！
初めての医療機関でも、薬局・病院の受付係を使えば、今まで
に比べて受付の手続きが簡便で、より適切な診療が受けられるように
なります。…医療費が安くなる、診療・検査の待ち時間が短くなる

POINT 02
手続きなしで年度単位以上の一般的な支払が不要に！
医療費負担割合が低く、医療費負担割合が高くなる医療機関
を利用する支払が免除されます。

このステッカーが目印！

マイナ受付

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは マイナポータル

利用できる医療機関・薬局は厚生労働省の
HPでも公開しています。

マイナンバーカードの健康保険証利用対応の
医療機関・薬局についてのお知らせ

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

マイナンバーカード 対応医療機関

検索



Question

Answer

Q.うら面のマイナンバーを見られたら他人に悪用されませんか？

A.マイナンバーを見られても、**他人はあなたになりすまして手続きすることはできません。**マイナンバーを利用する手続では、顔写真付きの本人確認書類が必要なので、悪用は困難です。

Q.ICチップ部分にはプライバシー性の高い情報は記録されないのですか？

A.ICチップ部分には、**税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。**健康保険証として使えるようになって、特定健診結果や薬剤情報がICチップに記録されることはありません。

※ ICチップに入っている情報は、①券面に記載されている氏名、住所、生年月日、顔写真、マイナンバーと、②電子証明書です。医療機関や薬局では顔認証も可能ですが、それ以外の場所では、情報を利用するために暗証番号が必要です。不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みになっています。

Q.マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫なのですか？

A.**キャッシュカードのように持ち歩いて大丈夫**です。ただし、失くさないように注意してください。万が一、紛失してしまっても一時利用停止が可能で、24時間365日対応しています。マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。

Q.子供等、本人が顔認証付きカードリーダーの操作ができない場合はどうするのですか？

A.子供等、本人が窓口で本人確認を行うことが難しい場合には、**親等の代理人が子供等のマイナンバーカードをカードリーダーに置き、暗証番号を入力することで、本人確認を行うことができます。**

※ 障がい者の方等、その他のケースにおいても、同様に置き換えて考えていただけます。

※ 待合スペース等にいる子供とマイナンバーカードを目視で確認する本人確認、及び健康保険証の記号番号等の入力による資格確認も可能です。

順次、機能を拡大していきます。

- ・ 医師等と共有できる情報は、現在は、薬剤情報・特定健診等情報のみですが、今後、手術の情報などの項目が対象となる予定です（令和4年夏を目処）。さらに多くの情報をもとに診療を受けることができます。
- ・ 電子処方箋の仕組みを構築する予定です（令和5年1月を予定）。薬剤情報の共有がリアルタイムになります。
- ・ 現在対象になっていない生活保護受給者の医療券等も対象にするなど順次対象を広げていきます。

